

(別添)



ひと、暮らし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省健康・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸入食品安全対策室  
(内線 2474、2496)

# 令和5年度輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

## 中間報告

令和5年12月

厚生労働省健康・生活衛生局

## 令和5年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

### 1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、令和5年度輸入食品監視指導計画を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っているところです。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第23条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、令和5年4月から同年9月までの間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)



## 2. 令和5年度における輸入食品監視指導計画の概要

### ① 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

### ② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

### ③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（今年度の計画：171 食品群、約 100,000 件）
- 検査命令<sup>※2</sup>
- 包括的輸入禁止措置<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

### ④ 輸出国段階における衛生管理対策の推進

- 輸出国政府担当者及び生産者等に対する日本の食品衛生管理規制等の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産等の段階における衛生管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集等
- 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

### ⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

### 3. 令和5年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

【     】内は昨年度同期間の数値

令和5年4月から同年9月までの輸入届出の件数は、1,197,058件【1,246,556件】、重量は11,098千トン【12,154千トン】であった。

これに対し、102,256件【106,351件】の検査（モニタリング検査29,145件【28,568件】、検査命令30,942件【33,480件】、自主検査42,005件【43,716件】等の合計から重複を除いた数値）を実施し、379件【388件】で法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた（表1）。

条文別の違反件数は、法第13条（食品の規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）違反が234件と最も多く、次いで法第6条（アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等）違反が109件、法第12条（指定外添加物の使用）違反が33件、法第18条（器具又は容器包装の規格等）違反が17件、法第10条（病肉等の販売等の禁止）違反が7件、法第68条（おもちゃ等への準用規定）違反が2件であった（表2）。

モニタリング検査は、29,145件（計画件数延べ100,109件に対し62,540件（実施率：約62%））を実施し、このうち76件（延べ84件）に法違反が確認され、回収等の措置を講じた（表3）。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等と同種の食品等について、法違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を引き上げて検査し（表4）、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる場合には、検査命令の対象として輸入の都度、検査を実施し、監視体制の強化を図った（表5）。

検査命令は、令和5年9月30日時点で、全輸出国が対象の15品目及び40の国・地域が対象の100品目を対象としており、30,942件（延べ42,316件）を実施し、このうち106件（延べ106件）に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた（表6）。

海外情報等に基づく緊急対応として、アフラトキシン汚染のおそれのあるアーモンドを原料として使用したベルギー産チョコレートについて積み戻し等の措置、リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれのあるオーストラリア産ナチュラルチーズについて輸入時の監視体制の強化等の措置を講じた（表7）。

○表1 輸入届出・検査・違反状況(令和5年4月～令和5年9月:速報値)

届出件数 <sup>※1</sup> (件)	輸入重量 <sup>※1</sup> (千トン)	検査件数 <sup>※2</sup> (件)	割合 <sup>※3</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 <sup>※3</sup> (%)
1,197,058	11,098	102,256 (30,942 <sup>※4</sup> )	8.5	379	0.03
(前年度実績)					
1,246,556	12,154	106,351	8.5	388	0.03

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

○表2 条文別違反状況(令和5年4月～令和5年9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	109 (延数) 107 (実数)	27.1%	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、ヘーゼルナッツ、落花生等からのアフラトキシンの検出、亜麻の種子等からのシアン化合物の検出、ブランドーからのメタノールの検出、しそからの腸管出血性大腸菌O26の検出、米、小麦、大豆の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	7 (延数) 7 (実数)	1.7%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	33 (延数) 30 (実数)	8.2%	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、キノリンイエロー、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、ブリリアントブラックBN、ホウ酸、硫酸マンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素化塩)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	234 (延数) 219 (実数)	58.2%	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過、E.coli陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、二酸化硫黄、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	17 (延数) 16 (実数)	4.2%	材質別規格等の違反
第68条 (おもちゃ等への準用規定)	2 (延数) 2 (実数)	0.5%	おもちゃの規格違反
合計	(延数) <sup>※1</sup> (実数) <sup>※2</sup>	402 379	

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数(1件は第6条違反及び第13条違反、1件は第12条違反及び第13条違反)

○表3 モニタリング検査実施状況(令和5年4月～令和5年9月:速報値)

食品群	検査項目※1	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	1,231	0
	残留農薬	2,178	1,151	0
	添加物	598	323	0
	病原微生物	657	426	0
	成分規格等	715	426	0
	放射線照射	29	16	0
	SRM除去	-	343	7
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	1,846	1,075	0
	残留農薬	1,727	1,194	0
	添加物	1,157	886	0
	病原微生物	3,703	2,240	0
	成分規格等	2,326	1,399	5
	カビ毒	-	10	0
	放射線照射	-	6	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	1,817	1,287	3
	残留農薬	1,638	1,156	0
	添加物	297	167	0
	病原微生物	1,194	988	0
	成分規格等	414	205	0
	遺伝子組換え食品	59	44	0
	放射線照射	64	35	1
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,245	2,656	0
	残留農薬	3,093	2,749	0
	添加物	1,474	1,624	0
	病原微生物	4,208	3,152	1
	成分規格等	4,237	2,800	10
	カビ毒	-	10	0
	放射線照射	-	15	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,470	1,811	0
	残留農薬	10,117	5,494	20
	添加物	1,043	703	0
	病原微生物	2,392	1,711	1
	成分規格等	205	207	0
	カビ毒	2,147	1,235	1
	遺伝子組換え食品	354	179	0
放射線照射	119	78	0	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	476	0
	残留農薬	6,621	5,091	7
	添加物	4,132	3,628	0
	病原微生物	3,048	1,821	0
	成分規格等	3,487	2,593	8
	カビ毒	3,853	2,227	4
	遺伝子組換え食品	510	306	0
放射線照射	458	276	1	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	895	945	0
	添加物	2,565	2,240	6
	病原微生物	-	17	0
	成分規格等	598	412	1
	カビ毒	1,794	998	0
	遺伝子組換え食品	-	12	0
	放射線照射	-	5	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	238	215	0
	添加物	1,045	720	0
	成分規格等	627	368	0
	カビ毒	178	99	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,761	1,059	8
総計		100,109 ※2	62,540 ※3 実施率約62%	84 ※3

※ 表中の数値は延数

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 届出別の件数(実数)は実施件数29,145件、違反件数76件

○表4 モニタリング検査強化品目※<sup>1</sup>(令和5年4月～令和5年9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
アルゼンチン	いんげん豆	アフラトキシン
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド
		クロルピリホス
インド	赤とうがらし	エチオン
		プロピコナゾール
		メタミドホス
	ケツメイシ	アフラトキシン
	小粒落花生	クロルピリホス
	脱脂大豆	アフラトキシン
	トウジンビエ	アフラトキシン
	とうもろこし	アフラトキシン
	ブロッコリー	プロピコナゾール
メボウキの種子	アフラトキシン	
養殖えび	マラカイトグリーン	
インドネシア	コーヒー豆	イソプロカルブ
英国	はちみつ	グリホサート
エクアドル	カカオ豆	マラチオン
エチオピア	緑豆	シプロコナゾール
オーストラリア	トリュフ	アルドリノ及びディルドリン
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
オランダ	いちご	ブプリメート
	セルリアック	クロルプロファム
韓国	エゴマ	インドキサカルブ
		パクロトラゾール
	ししとう	テトラコナゾール
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
わけぎ	エトフェンプロックス	
	ヘキサコナゾール	
ケニア	コーヒー豆	クロルピリホス
コートジボワール	カカオ豆	アフラトキシン
コスタリカ	バナナ	ピリプロキシフェン
コロンビア	コーヒー豆	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス
	きだちとうがらし	プロピコナゾール
	コブミカンの葉	トリアゾホス
		ピリミホスメチル
	ニオイタコノキ	ピリダベン
		ヘキサコナゾール
	バナナ	イミダクロプリド
メボウキ	トリアゾホス	
台湾	さといも	パクロトラゾール

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	赤とうがらし	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
	あさり	プロメトリン
	えだまめ	ジフェノコナゾール
	花椒	アフラトキシン
	きくらげ	クロルフェナピル
	しいたけ	アセフェート
	しそ	アトラジン
	スッポン	ドキシサイクリン
	にんじん	フルオピコリド
		メピコートクロリド
	にんにくの茎	チアマトキサム
	ばれいしょ	ハロキシホップ
	やまもも	4-クロルフェノキシ酢酸
		ジフェノコナゾール
レイシ(ライチ)	イソカルボホス	
ネパール	そば	アフラトキシン
	とうもろこし	アフラトキシン
パキスタン	ごまの種子	クロルピリホス
バングラデシュ	青とうがらし	メタミドホス
	赤とうがらし	メタミドホス
フランス	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
米国	ひよこ豆	ピペロニルブトキシド
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
ベトナム	青とうがらし	プロピコナゾール
	赤とうがらし	テブフェンピラド
		クロルピリホス
		シペルメトリン
		プロフェノホス
		ヘキサコナゾール
	きだちとうがらし	プロピコナゾール
	きび	アフラトキシン
	シソクサ	イソプロチオラン
		ルフエヌロン
	ツボクサ	トルフェンピラド
	ゆでがに	腸炎ビブリオ※2
	パッションフルーツ	シペルメトリン
	バナナ	メタラキシル及びメフェノキサム
		ルフエヌロン
ライム	プロフェノホス	
ライムの葉	プロフェノホス	
ホンジュラス	メロン	アズキシストロピン
		ジフェノコナゾール
メキシコ	マンゴー	ペルメトリン
モザンビーク	ごまの種子	チアマトキサム

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く

※2 夏の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(令和5年6月~10月)

○表5 検査命令へ移行した品目(令和5年4月～令和5年9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
インド	乾燥パイナップルを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	ひよこ豆	クロルピリホス
インドネシア	赤とうがらし又は落花生を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	クドア・セブテンpunkタータ
スウェーデン	アーモンド又はひまわりの種子を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
スペイン	アーモンド又は乾燥いちじくを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
スリランカ	カカオ豆	アフラトキシン
タイ	ライギョ	エンロフロキサシン
中国	花椒を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	しそ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌O26
	加工食品(製造者限定)	サイクラミン酸
米国	乾燥いちじく又は乾燥りんごを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
ベトナム	カラマンシー	プロフェノホス
	トゲウナギ	エンロフロキサシン
	ドリアン	プロシミドン
	加工食品(製造者限定)	サイクラミン酸
ペルー	ブラジルナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
マリ	ごまの種子	アフラトキシン
モザンビーク	ごまの種子	カルバリル

○表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和5年4月～令和5年9月:速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (15品目)	アーモンド、乾燥いちじく、チリペッパー、ナツメグ、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ミックススパイス、ミックスナッツ、落花生、レッドペッパー	総アフラトキシン	5,592	40
	キャッサバ、シアン化合物含有豆類	シアン化合物	171	1
	すじこ	亜硝酸根	62	0
中国 (22品目)	赤とうがらし、そば、たまねぎ、にんじん、にんにくの茎、ブロッコリー、ほうれんそう	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、ジメトモルフ、チアメトキサム、トリアジメノール、ハロキシホップ、プロシミドン、プロピコナゾール)	17,552	17
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	3,208	0
	そば、ひまわりの種子	総アフラトキシン	310	1
	スッポン、養殖鰻	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、オキシリニック酸、スルファジミジン)	237	2
ベトナム (16品目)	えび、カエル、かわはぎ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、クロラムフェニコール、ドキシサイクリン、フラゾリドン)	8,006	7
	赤とうがらし、きだちとうがらし、ドリアン、にんじん、レイシ	残留農薬(トリクラゾール、プロシミドン、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール)	198	1
	加工食品	サイクラミン酸	8	0
韓国 (13品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	1,645	0
	青とうがらし、赤とうがらし、エゴマ、トマト、まくわうり	残留農薬(クロルフェナピル、テブフェンピラド、パクロブトラゾール、フルキンコナゾール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール)	294	0
	養殖ひらめ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン)	6	0
インド (10品目)	養殖えび	残留動物用医薬品等(フラゾリドン)	792	3
	カシューナッツ、紅茶、ひよこ豆	残留農薬(クロルピリホス、ヘキサコナゾール)	228	3
	トウジンビエ、とうもろこし	総アフラトキシン	9	0
タイ (10品目)	アカワケギ、おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	残留農薬(EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペルメトリン、ハロキシホップ、プロシミドン、プロピコナゾール)	657	5
米国 (9品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	1,678	6
フィリピン (5品目)	バナナ、マンゴー	残留農薬(クロルピリホス、フィプロニル、フェントエート)	254	0
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	122	0
台湾 (4品目)	ウーロン茶	残留農薬(カルバリル)	340	5
その他(35カ国、総36品目)			805	15
合計(延数) <sup>※1</sup>			42,316	106
(実数) <sup>※2</sup>			30,942	106

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

○表7 海外情報等に基づき行った主な監視強化(令和5年4月～令和5年9月)

強化月	対象国・地域	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
4月	ベルギー	アーモンドを原料として使用したチョコレート (アフラトキシン汚染のおそれ)	ベルギーにおいて、アフラトキシンが検出されたアーモンドを原料として使用したチョコレートの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
7月	オーストラリア	ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	オーストラリアにおいて、リステリア・モノサイトゲネスが検出されたナチュラルチーズの回収が行われているとの情報を受け、特定の製造者が製造した対象食品が輸入届出された場合には、自主検査を実施するよう措置を講じた。

## (参考)主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アゾキシストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
アトラジン	農薬(トリアジン系除草剤)
アフラトキシン	真菌類のうち、不完全菌類に属するかびである <i>Aspergillus flavus</i> 及び <i>Aspergillus parasiticus</i> によって産生されるかび毒 このうち、アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の4種の合計を総アフラトキシンとしている
アルドリリン及びディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
イソカルボホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イソプロチオラン	農薬(ジチオラン系殺菌剤)
イマザリル	農薬(殺菌剤、防かび剤)
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
エトフェンブロックス	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
グダア・セプテンブクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
グリホサート	農薬(アミノ酸系除草剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺菌剤)
クロルプロファミ	農薬(カーバメート系除草剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シプロコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シベルメリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(ケイ皮酸誘導体の殺菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
テトラコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェンピラド	農薬(ピラゾール環を有する殺虫剤)
ドキシサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系合成抗菌剤)
トリアジメノール	農薬(殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系殺菌剤)
トルフェンピラド	農薬(ピラゾール環を有する殺虫剤)
バクロフトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
ハロキシホップ	農薬(アリルオキシプロピオン酸エステル系除草剤)
ピペロニルブトキシド	農薬(殺虫剤)
ピリダベン	農薬(ピリダジン骨格を有する殺虫剤)
ピリプロキシフェン	農薬(4-フェノキシフェノキシ構造を有する殺虫剤)

用語	説明
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
ブピリメート	農薬(殺菌剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルオピコリド	農薬(ジクロロベンズアミド骨格を有する殺菌剤)
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ペルメリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(緑色の合成色素で、観賞魚の水カビ病の治療などに使用される合成抗菌剤)
マラチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル及びメフェノキサム	農薬(アシルアラニン誘導体の殺菌剤)
メピコートクロリド	農薬(ヘテロ系植物成長調整剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
ルフェスロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロロフェノキシ酢酸	農薬(フェノキシ酸系植物成長調整剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)